

令和8年（フ）第234号

長崎県長崎市上小島2丁目7番11号 ハニー
コム203号室、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋
町5番5号 ファミール宮崎301

債務者 土橋 早苗

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大坪 孝聡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月13日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月6日まで

令和8年（フ）第283号

福井県鯖江市中野町第176号23番地、旧住所
福井県坂井市丸岡町今福第2号15番地7

債務者 菅原 和也

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 光照 良真
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月26日午前10時5分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月12日まで

令和8年（フ）第4568号

大阪府寝屋川市香里西之町15番5号、前住所
大阪府寝屋川市平池町19―13―202

債務者 小川 駿

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉田 章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月12日まで

令和8年（フ）第974号

堺市堺区大浜南町2丁目2番21号

債務者 大津 健一

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小美野達之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月26日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月12日まで

令和8年（フ）第11号

島根県江津市渡津町1926番地13

債務者 宮原 薫

- 1 決定年月日時 令和8年9月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木暮 孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月13日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月12日まで

令和8年（フ）第251号

北海道旭川市9条通7丁目2437番地の18

債務者 霜島有紀子

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富田 佳佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月20日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月13日まで

令和8年（フ）第2099号

愛知県海部郡大治町大字西條字佐渡7番地の6

債務者 西原 辰起

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 康秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月27日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月13日まで

令和8年（フ）第30号

山口県萩市大字土原226番地 レインボーリ
バーハイツ202号

債務者 東萩針灸整骨院 こと 笹川享兵

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪俣 俊雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月14日まで

令和8年（フ）第15号

岐阜市美島町5丁目24番地（コーポMミシマ
302号室）

債務者 喜多川昌樹

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 直実

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9年1月15日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和9年1月15日まで

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和8年（フ）第1484号

埼玉県新座市栄二丁目9番42号

債務者 宮成亜希子

- 1 決定年月日時 令和8年9月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第112号

新潟県長岡市美沢1丁目490番地11

債務者 田村栄美子

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第158号

新潟県十日町市中条甲284番地

債務者 山口 良輝

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

新潟県新潟市東区大清水町字富士見456番地、
従前の住所愛知県豊橋市牟呂市場町11番地1

クオリアビル3F

債務者 森 アキ子（法定代理人保佐人 西村
和之）

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第222号

岡山県浅口市金光町須恵12番地7

債務者 菰口 誠

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第261号

福岡県久留米市東合川町412番地1 フェン
テ・リラ103号

債務者 豊永 義郎

- 1 決定年月日時 令和8年10月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第701号

北九州市小倉北区熊谷2丁目33番8号（103）

債務者 川口 美央（旧姓山下）

- 1 決定年月日時 令和8年9月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

令和8年（フ）第730号

北九州市小倉南区徳力5丁目9番18号（108）

債務者 武谷陽一郎

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部